

下呂市街なみ環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、温泉情緒あふれる地域の特性を活かした街なみの形成及び良好な住環境の整備を図るために、建築物等の修景に要する経費の一部に対し、下呂市街なみ環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地所有者等 土地の所有者及び建物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。
- (2) 街づくり協定 社会資本整備総合交付金要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）イー16ー（9）街なみ環境整備事業の規定に基づき、土地所有者等が街づくりについて定め、市長の承認を受けた協定をいう。
- (3) 市税等 下呂市税条例（平成16年下呂市条例第58号）第3条に掲げる市民税、固定資産税及び軽自動車税並びに当該市税に係る延滞金をいう。
- (4) 建築物等 建築物及びそれに付随する建築設備等、外構並びに屋外広告物をいう。
- (5) 修景 街づくり協定に基づき、建築物等の外観を街なみ整備することをいう。
- (6) 修景施設 修景を行う建築物等をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、街づくり協定に定める区域内及び基準に基づき行われる建築物等の修景であって、次の各号に定める修景とする。

- (1) 景観重要建造物等修景 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び景観的に重要な建築物（以下「景観重要建造物等」という。）など、街なみ環境の改善に大きく貢献すると市長が認めた建築物の修景
- (2) 一般建築物修景 景観重要建造物等修景を除く建築物の修景
- (3) 建築設備等修景 建築物の屋外に露出している給排水設備、空調設備及び電気設備等の修景
- (4) 外構修景 門、塀、柵、生け垣、街灯、玄関アプローチ及び植栽等の修景
- (5) 屋外広告物修景 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物の修景

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、修景を行う者と土地所有者等が異なるときは、土地所有者等全員の同意を得ているものとする。

- (1) 街づくり協定に同意している者であること。
- (2) 市税等（法人にあつては、代表者本人の市税等を含む。）を完納していること。
- (3) 下呂市暴力団排除条例（平成24年下呂市条例第5号）第2条に規定する暴力団員若しくは暴力団員等又はそれらの者と関係を有しない者であること。

（補助対象経費等）

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、予算の範囲内において、前項に定める補助限度額以内又は補助対象経費の3分の2以内の額のいずれか低い額で、市長が決定した額とする。

3 前項の規定により市長が決定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助金の交付は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条に規定する同一の敷地（以下「同一敷地」という。）内の建築物等に対し、別表の左欄に掲げる区分ごとに1回に限るものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

5 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する修景は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの
- (3) 国、県及び市から別の補助金又は助成金の対象となる部分に係るもの

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、下呂市街なみ環境整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 見積書及び工事設計図面
- (5) 現況写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定により申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、下呂市街なみ環境整備事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通

知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により審査を行うときは、建築士又は建築物等の景観に精通している者の意見を聴くことができる。

（事業の実施）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付決定後に修景に着手するものとし、条件が付された場合は、それを遵守しなければならない。

（変更申請）

第9条 補助対象者は、申請の内容を変更又は補助対象事業を廃止するときは、あらかじめ下呂市街なみ環境整備事業補助金（変更・廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認したときは、下呂市街なみ環境整備事業補助金（変更・廃止）承認通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、修景が完了したときは、速やかに下呂市街なみ環境整備事業実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 実績調書（様式第9号）
- （2） 収支決算書（様式第10号）
- （3） 工事請負契約書の写し
- （4） 支払証明書（領収書等の写し）
- （5） 完成写真
- （6） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その報告に係る修景の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、下呂市街なみ環境整備事業補助金額確定通知書（様式第11号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により確定通知を受けた補助対象者は、下呂市街なみ環境整備事業補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助対象者は、前項の規定にかかわらず、第7条第1項の規定による補助金の交付決定日以後において、下呂市街なみ環境整備事業補助金概算払請求書（様式第13号）により補助金の概算

払いを請求することができる。この場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するために特に必要があると認めるときは、交付決定額の全額を限度として概算払いによる補助金を交付することができる。

（修景施設の保守及び保全等）

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象となった修景施設について保守及び保全に努めるものとし、補助対象となった修景施設の保守及び保全期間は、補助金の交付を受けた日から起算して建築物にあつては 10 年間とし、建築設備、屋外広告物、外構等にあつては 5 年間とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助対象となった修景施設を第三者に賃貸し、又は譲渡、交換、貸付又は相続若しくは承継させる場合は、前項の規定を当該第三者に継承させなければならない。

（補則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 6 月 2 日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
景観重要 建造物等 修景	景観重要建造物や景観的に重要な建築物など、街なみ環境の改善に大きく貢献すると市長が認めた建築物の改築、修繕等に係る工事費のうち外観に係る経費及び外観における色彩の修景費※	3分の2 以内	450万円 ※ただし、街づくり協定に景観の魅力をさらに高める特別の基準を定め、それに基づき修景を実施する場合は、600万円を限度とする。
一般建築物修景	景観重要建造物等を除く建築物の新築、増築、改築、修繕等に係る工事費のうち外観に係る経費及び外観における色彩の修景費※		300万円 ※ただし、街づくり協定に景観の魅力をさらに高める特別の基準を定め、それに基づき修景を実施する場合は、400万円を限度とする。
建築設備等修景	建築物の屋外に露出し、景観を阻害している給排水設備、空調設備、電気設備等の除去、隠ぺい又は改善に係る工事費		50万円
外構修景	道路又は一般に公開された敷地に面する部分であって次に掲げるの工事費 ・門、塀、柵、生け垣、街灯等の設置、修繕等 ・アプローチ等の地面の美装化、修繕等 ・植栽（可動式のものを除く。）の設置等		100万円
屋外広告物修景	屋外広告物の除却、新設又は改修に係る工事費		20万円

建築設計	補助対象事業の修景のために行われる建設工事費等に必要な設計に係る費用					100 万円
	建設工事費区分 (単位：百万円)	5	10	50	100	500
	建築設計料率（各棟別）（単位：％）	5.89	5.40	4.42	4.05	3.31
	建設設計料率：建設工事費区分の中間部分については、直線的補完により料率を定めること。また、料率の端数は、小数点第3位を切り捨てること。					
その他	街なみ環境の改善に貢献すると特に市長が認めた修景に要する費用					50 万円

※外観に係る補助対象範囲は、壁面及び屋根全体とし、補助対象経費は、外壁仕上げ材及び屋根材の材料費並びにその施工費とする。ただし、外壁及び屋根の修景に付随して必要となる工事は、補助対象事業に含まれる。

